

(総務委員会)

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国

会衆第二号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の資本金の一部を取り崩すことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)を廃止する。
- 二、基金は、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金はその額により資本金を減少するものとする。
- 三、この法律は、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、資本金の一部を取り崩すことができるとする規定は、公布の日から施行する。